

西東京市マンション管理適正化推進計画

令和5年8月

西東京市

西東京市マンション管理適正化推進計画
(計画期間：令和5年8月～令和11年3月)

令和5年8月1日

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第3条の2第1項に基づき、西東京市マンション管理適正化推進計画を次のとおり定める。

1 定義

この計画において使用する用語の意義は法に準ずる。

2 西東京市の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

国内のマンションストック数は、平成30年時点で約647万戸まで増加しており、都内では、主要な居住形態のひとつになっている。その一方でマンションでは建物の老朽化と居住者の高齢化という「二つの老い」が進行している。西東京市においても市内に280棟以上のマンションが存在し今後、高経年マンションの急増や住民の高齢化が懸念されている。良質なマンションストックを形成するためには、国及び東京都と連携し、計画的なマンションの管理の適正化施策を推進していく必要がある。本計画では、以下の目標を設定し、その実現に向けて具体的な施策を展開していく。

目標1 管理組合による自主的かつ適正な維持管理の推進

管理組合による自主的かつ適正な維持管理を促進するため、マンション管理士等の専門家やマンション管理業者等と連携して、管理の重要性や方法等について普及啓発を図るとともに、管理組合の取組を支援していく。

目標2 管理状況届出制度を活用した適正な維持管理の促進

東京都におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成31年東京都条例第30号。以下「都条例」という。）に基づく管理状況届出によって把握した管理状況に応じて、管理組合等が様々な支援策の中から選択できるよう、マンション管理士等の専門家や関係団体等とも連携して、支援策の充実強化に取り組んでいく。

目標3 管理の良好なマンションが適正に評価される市場の形成

マンションの管理情報を開示・提供することで管理状況が市場で適切に評価され、資産価値の維持向上につながるよう、法に基づく管理計画認定制度の実施や制度の周知等により、市場の環境整備に取り組んでいく。

3 西東京市の区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために西東京市が講ずる措置に関する事項

西東京市では、都条例に基づく届出制度の事務について、今後も当該制度の確実な運用により、区域内におけるマンションの管理状況の把握を進めていく。

4 西東京市の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法に基づき、管理計画の認定事務を実施する。また、法に基づき、必要に応じて助言・指導等を行う。都条例に基づく管理状況届出制度により、把握したマンションの管理状況等を踏まえ、施策の充実を図る。

5 西東京市の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（西東京市マンション管理適正化指針）に関する事項

法第3条の2第2項第4号に基づく西東京市マンション管理適正化指針については、国が定めるマンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針におけるマンション管理適正化指針と同様の内容のものとして定める。

6 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市の窓口・広報誌やホームページ等を通じて、普及・啓発を進める。

7 計画期間

令和5(2023)年度から令和10(2028)年度までの6年間とする。なお、必要に応じて内容を見直し計画の改定を行う。

西東京市マンション管理適正化推進計画

令和5～10年度（2023～2028年度）

令和5年8月 発行

編集・発行 西東京市 まちづくり部 住宅課

〒202-8555 東京都西東京市中町1丁目6番8号（保谷東分庁舎）

TEL : 042-438-4052